

検討対象水域（利根川水系、荒川水系）に関する補足説明情報について

- ・ 漁業権設定、魚類等放流量の状況
- ・ 魚介類・河川環境等に関するヒアリング結果について

利根川本流の漁業権設定状況

下流

上流

基点	河口	銚子大橋	波崎町内	河口堰	常陸利根川(千葉県・茨城県境)	佐原	旧小見川町と旧佐原市の市町村境	水郷大橋	崎町の境界	佐原市及びひし	金江津	須賀	布川	栄橋	大利根橋(取手)	芽吹橋	北関宿	利根関宿	千葉・茨城・埼玉県境	栗橋	群馬・茨城・埼玉県境(埼玉川辺町)	川俣	利根大堰	古戸	刀水橋	上武大橋	坂東大橋	群馬・埼玉県境	八斗島	上福島	福島橋
		補助点	岐点	補助点	岐点	基準点	岐点	基準点	岐点	補助点	補助点	基準点・流量測定点	基準点	補助点・流量測定点	流量測定点	流量測定点	流量測定点	協管轄分岐	基準点・流量測定点	協管轄分岐	流量測定点	基準点	流量測定点	補助点	補助点	基準点	協管轄分岐	流量測定点	流量測定点	基準点	
千葉県	カキ・ハマグリ・アサリ・エムシ		エムシ・コイ・フナ・ウナギ			エムシ・コイ・フナ・ウナギ			コイ・フナ・ウナギ・ソウギョ																						
管轄漁協	中利根下利根銚子市		中利根北総笹川			佐原			手賀沼印旛沼																						
茨城県	カキ・ハマグリ・アサリ		コイ・フナ・ワカサギ・エビ		コイ・フナ・ウナギ・ソウギョ			コイ・フナ・ウナギ・ソウギョ																							
管轄漁協	波崎共栄		常陸川		新利根			新利根鬼怒利根																							
埼玉県																				コイ・フナ・ウナギ・ソウギョ		アユ・マス類・ウグイ・オイカワ・コイ・フナ・ウナギ・ドジョウ・ナマス									
管轄漁協																				北埼玉利根		児玉郡市埼玉中央埼玉県北部									
群馬県																											アユ・ヤマメ・サクラマス・イワナ・マス・コイ・フナ・ウグイ・オイカワ・ウナギ・ドジョウ・ワカサギ				
管轄漁協																											群馬東毛				

放流実績(H17年度)

単位: kg	千葉県						茨城県			埼玉県				群馬県				
	中利根	北総	笹川	佐原	手賀沼	印旛沼	常陸川	新利根	鬼怒利根	北埼玉利根*	児玉郡市	埼玉中央	埼玉県北部*	群馬	東毛	阪東	利根	
ヤマメ稚魚(尾)																	131,000	84,500
ヤマメ成魚															1,565	5	300	75
イワナ稚魚(尾)																		52,000
イワナ成魚																	20	225
ニジマス												450		5,026		300	234	
ウグイ														120				
アユ											50			1,540	50	22	55	
フナ	120	500	100	95	1,000	906	500	100	200	500								
ウナギ	10	20	100	10	150	110		20	35		60		10					
ソウギョ					20	16												
ソウギョ(尾)													130					
ワカサギ(万粒)							200											
ドジョウ											30		130					
ナマス(尾)										500		600	1,700					
ナマス稚魚(尾)											1,000							
ヘラブナ												400						

埼玉県漁協*:H17年度の組合全体実績。

利根川本流の漁業権設定状況

下流

上流

基点	昭和大橋	前橋	群馬大橋	中央大橋	天狗岩堰堤	坂東橋直下	大正橋	吾妻川合流前	赤城村綾戸	岩本	屋形原	月夜野橋	広瀬橋	藤原ダム湖心	奈良俣ダム湖心	矢木沢ダム湖心	上流
	補助点	流量測定点	基準点	補助点	漁協管轄分岐点	補助点	基準点		漁協管轄分岐点	流量測定点	流量測定点	基準点	基準点	基準点	基準点	基準点	
千葉県																	
管轄漁協																	
茨城県																	
管轄漁協																	
埼玉県																	
管轄漁協																	
群馬県	アユ・ヤマメ・サクラマス・イワナ・マス・コイ・フナ・ウグイ・オイカワ・ウナギ・ドジョウ・ワカサギ				アユ・ヤマメ・サクラマス・イワナ・マス・コイ・フナ・ウナギ・ウグイ・オイカワ				アユ・ヤマメ・サクラマス・イワナ・マス・コイ・フナ・ウグイ・オイカワ・ウナギ・ワカサギ・カジカ								
管轄漁協	群馬 東毛				阪東 吾妻				利根								

鬼怒川本流の漁業権設定状況

下流

上流

基点	利根川合流点	滝下橋	鬼怒川水海道	水海道 (石下町と水海道市の市町 村境)	豊水橋	平方	川島橋	県境	大道泉橋	鬼怒川橋	上平橋	佐貫	道谷原取水堰 (中岩ダム)	小佐越	川治第一発電 所前	川治ダム湖心	川俣ダム堰堤	川俣ダム湖心	上流
		基準点	流量測定点	漁協管轄分 岐点	流量測定点	補助点	基準点	漁協管轄分 岐点	補助点	基準点	補助点	補助点	漁協管轄分 岐点	補助点	基準点	基準点	漁協管轄分 岐点	基準点	
茨城県	シジミ		コイ・フナ・ウナギ・ヒガイ・タナゴ・ウグイ・ニゴイ・ドジョウ・ナマス・アユ・オイカワ・ボラ・モツゴ																
管轄漁協	関東		鬼怒利根 鬼怒小貝																
栃木県									サクラマス・ヤマメ・ニジマス・イワナ・アユ・ニゴイ・ウグイ・オイカワ・フナ・コイ・ドジョウ・ナマス・ウナギ・カジカ				サクラマス・ヤマメ・ニジマス・イワナ・アユ・ワカサギ・ウグイ・フナ・コイ・カジカ		サクラマス・ヤマメ・ニジマス・イワナ・ワカサギ・フナ・コイ・カジカ		ヒメマス・サクラマス・ヤマメ・ニジマス・イワナ・ブルックトラウト・ワカサギ・フナ・コイ・カジカ		
管轄漁協									栃木県鬼怒川 栃木県鬼怒川南部				藤原町		栗山村		川俣湖		

放流実績(H17年度)

単位:kg	茨城県			栃木県				
	関東	鬼怒利根	鬼怒小貝	栃木県鬼怒川	栃木県鬼怒川	藤原町	栗山村	川俣湖
アユ			420					
フナ	125	200	600					
ウナギ	30	25	30					

栃木県については放流情報を入手できなかった。

渡良瀬川本流の漁業権設定状況

下流

上流

基点	利根川合流点	三國橋	県境	藤岡	新開橋	三杉川合流点	渡良瀬大橋	早川田上	中橋	足利	葉鹿橋	桐生川合流点	大田市境界	大田頭首工	錦桜橋	赤岩用水取水口	大間々町境界線	高津戸	高津戸橋	高津戸ダム下流端	小平取水口	上流	沢入発電所堰	良瀬川取水堰	県境	栃木県内	
		基準点	漁協管轄分岐点	流量測定点	補助点	漁協管轄分岐点	基準点	流量測定点	補助点	流量測定点	基準点	漁協管轄分岐点	補助点	補助点	補助点	基準点	補助点	基準点・流量測定点	補助点	漁協管轄分岐点	補助点		補助点	漁協管轄分岐点			
群馬県													アユ・ヤマメ・サクラマス・イワナ・マス・コイ・フナ・ウグイ・オйкаワ・ウナギ・ワカサギ														
管轄漁協													両毛漁協 群馬漁協														
栃木県	サクラマス・ヤマメ・ニジマス・イワナ・アユ・ニゴイ・ウグイ・オйкаワ・ソウギョ・レンギョ・フナ・コイ・ドジョウ・ナマス・ウナギ・カジカ															サクラマス・ヤマメ・ニジマス・イワナ・アユ・ニゴイ・ウグイ・オйкаワ・フナ・コイ・ウナギ・カジカ											
管轄漁協	栃木県下都賀			渡良瀬												足尾町											

放流実績 (H17年度)

単位: kg	栃木県			群馬県	
	栃木県下都賀	渡良瀬	足尾	群馬	両毛
ヤマメ稚魚(尾)				8,500	25,000
ヤマメ成魚				350	1,400
イワナ				12,000	
ニジマス				729	1,400
アユ				1,430	1,570
ウグイ				80	100

栃木県については放流情報を入手できなかった。

神流川本流の漁業権設定状況

基点	下流					上流			
	烏川合流点	神流川橋	藤武橋	渡戸橋	下久保ダム湖心	神流町・鬼石	森戸橋	上野村・神流町	上野村内
	漁協管轄分岐点	基準点	基準点	漁協管轄分岐点	基準点	漁協管轄分岐点	基準点	漁協管轄分岐点	
埼玉県	アユ・マス類・ウグイ・オイカワ・コイ・フナ・ウナギ・ドジョウ・ナマス								
管轄漁協	児玉郡市								
群馬県				アユ・ヤマメ・サクラマス・イワナ・マス・コイ・フナ・ウグイ・オイカワ・ワカサギ	アユ・ヤマメ・サクラマス・イワナ・マス・ウグイ・ウナギ・カジカ	アユ・ヤマメ・サクラマス・イワナ・マス・ウグイ・ウナギ・カジカ			
管轄漁協				神流川	南甘	上野村			

放流実績(H17年度)

単位:kg	埼玉県	群馬県		
	児玉郡市	神流川	南甘	上野村
ヤマメ稚魚(尾)				60,000
ヤマメ成魚			1,190	4,650
イワナ			400	
ニジマス		450		
アユ	50		2,400	980
ウナギ	60			
ドジョウ	30			
ナマス稚魚(尾)	1,000			

江戸川・旧江戸川本流の漁業権設定状況

基点	下流													上流
	旧江戸川河口付近	浦安橋	今井橋	【東西線鉄橋】	江戸川水門上(篠崎水門)	市川橋	栗山浄水場取水口	新葛飾橋	東京都・埼玉県境	流山橋	野田橋	関宿橋	茨城県・埼玉県境	関宿開門下流端
	漁協管轄分岐点	基準点	補助点	基準点	基準点	補助点	基準点	基準点		基準点・流量観測点	補助点・流量観測点	補助点・流量観測点		漁協管轄分岐点
東京都	エムシ・シジミ・コイ・フナ・ソウギョ・レンギョ・ウナギ													
管轄漁協	東京東部													
埼玉県									コイ・フナ・ソウギョ・レンギョ・ウナギ					
管轄漁協									埼玉東部					
千葉県	エムシ・シジミ・コイ・フナ・ソウギョ・レンギョ・ウナギ													
管轄漁協	南行徳市川市行徳		松戸市											

江戸川本流から江戸川水門、旧江戸川河口域まで(行徳可動堰下流は含まない)。

放流実績(H17年度)

単位: kg	東京都	千葉県			埼玉県
	東京東部	南行徳	市川市行徳	松戸市	埼玉東部*
フナ		560	560	700	2000
フナ稚魚(尾)	152000				
ウナギ		12	12	40	30
ウナギ稚魚(尾)	6000				
ナマズ(尾)					2000
ソウギョ		5	5	5	
ソウギョ稚魚(尾)	240				
レンギョ稚魚(尾)	240				
ドジョウ					20

*:H17年度の組合全体実績。

中川本流の漁業権設定状況

下流

上流

基点	葛西小橋	平井小橋	平和橋	高砂橋	飯塚橋	都県境(潮止橋)	八条橋	弥生橋	豊橋	行幸橋	道橋	上流
	基準点	基準点	補助点	補助点	基準点	補助点	補助点	補助点	基準点	補助点	補助点	
東京都			コイ・フナ・ウナギ									
管轄漁協			東京東部									
埼玉県						コイ・フナ・オイカワ・ウナギ・タナゴ・ドジョウ・ナマス						
管轄漁協						埼玉東部 埼玉県北部						

放流実績(H17年度)

単位: kg	東京都	埼玉県	
	東京東部	埼玉東部*	埼玉県北部*
フナ		2,000	
フナ稚魚(尾)	40,000		
ウナギ		30	10
ウナギ稚魚(尾)	2,000		
ナマス(尾)		2,000	1,700
ドジョウ		20	130
ソウギョ			130

*:H17年度の組合全体実績。

綾瀬川本流の漁業権設定状況

下流

上流

基点	四ツ木小橋	綾瀬水門	新加平橋	(内匠橋) (県境)	桑袋大橋	手代橋	槐戸橋	暇橋	上流
	補助点	補助点	補助点	基準点	補助点	補助点	補助点	基準点	
東京都									
管轄漁協									
埼玉県					コイ・フナ・オイカワ・ウナギ・タナゴ・ドジョウ・ナマズ				
管轄漁協					埼玉東部 埼玉南部 埼玉県北部				

東京都内には漁業権が設定されていない。

放流実績(H17年度)

単位:kg	埼玉県		
	埼玉県北部*	埼玉県東部*	埼玉県南部*
アユ			30
フナ		2,000	2,800
ウナギ	10	30	100
ナマズ(尾)	1,700	2,000	1,000
ドジョウ	130	20	12
ソウギョ(尾)	130		

*:H17年度の組合全体実績。

荒川本流の漁業権設定状況

下流

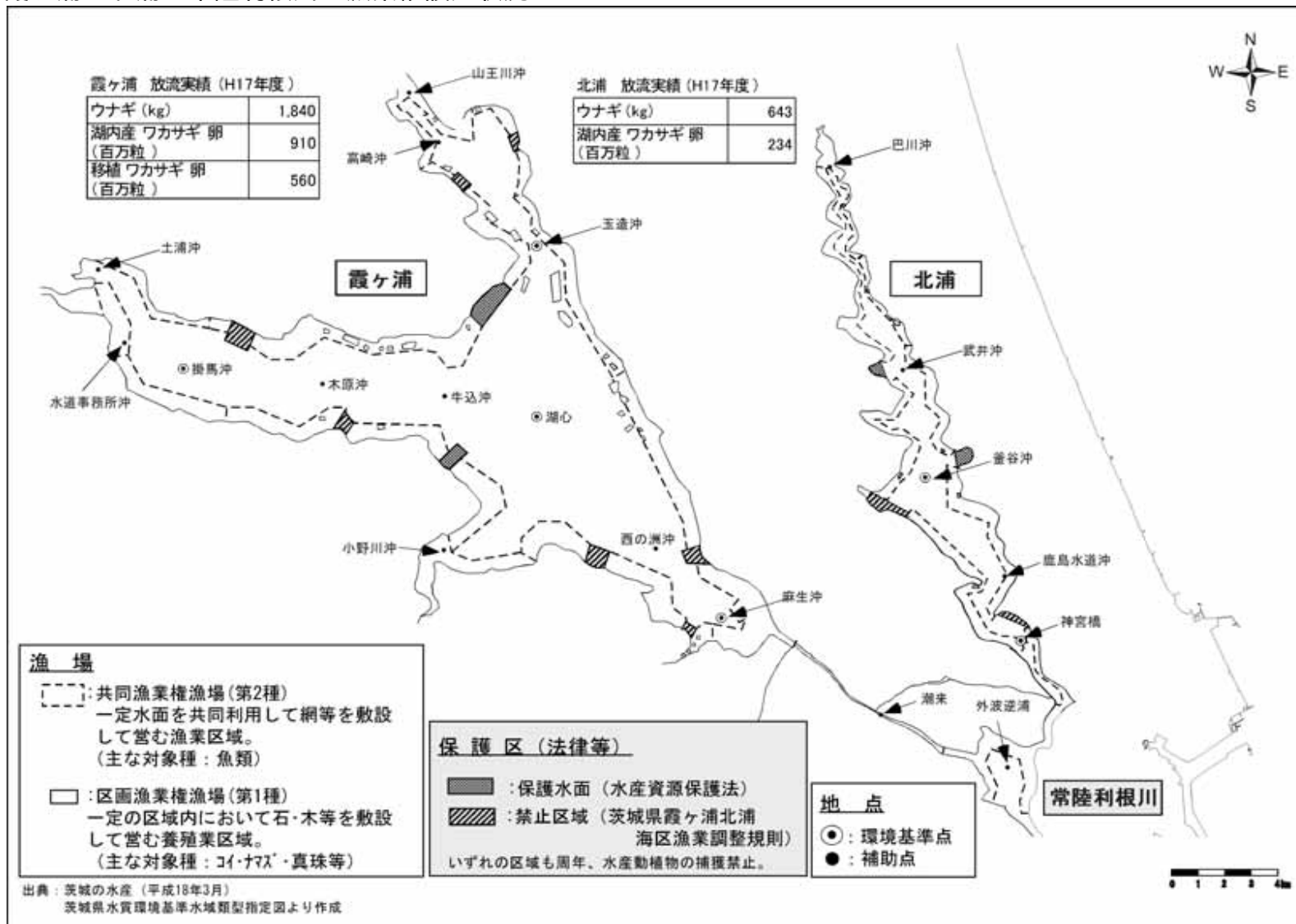
基点	東西線鉄橋	葛西橋	平井大橋	堀切橋	江北橋	鹿浜橋・芝川水門(都県境)	新荒川大橋	戸田橋	笹目橋	秋ヶ瀬取水堰	治水橋	開平橋	御成橋	大芦橋	久下橋	寄居	正喜橋	親鼻橋	中津川合流点前	二瀬ダム湖心	上流
	漁協管轄分岐点	基準点	補助点	基準点	補助点	漁協管轄分岐点	補助点	補助点	基準点	補助点	基準点	基準点	補助点	流量観測点	基準点	流量観測点	基準点	基準点	基準点	基準点	
東京都	エムシ・シジミ																				
管轄漁協	東京東部・大田・港・中央隅田・芝・佃島																				
埼玉県							コイ・フナ・ウナギ・ナマス	アユ・ウグイ・オイカワ・コイ・フナ・ウナギ・ドジョウ・ナマス				アユ・マス類・ウグイ・オイカワ・コイ・フナ・ウナギ・カジカ・ワカサギ・ナマス									
管轄漁協							埼玉南部	埼玉南部 武蔵				秩父 埼玉中央									

放流実績(H17年度)

単位: kg	埼玉県			
	武蔵*	埼玉南部	埼玉中央	秩父
ヤマメ	130		20	
ニジマス	250		1,270	
カジカ(尾)				500
アユ	200	30	200	4,770
フナ	2,000	2,800		
ウグイ	84			
ウナギ		100		60
ウナギ稚魚(尾)				
ナマス(尾)	1,000	1,000	1,000	
ナマス稚魚(尾)				500
ドジョウ		12		
ヘラブナ			700	

*:H17年度の組合全体実績。

霞ヶ浦・北浦・常陸利根川の漁業権設定状況



(本資料は検討中のもので修正する場合があります)

魚介類・河川環境等に関するヒアリング結果について

1. 利根川

	群馬県（上流）	埼玉県（中流）	千葉・茨城県（中流）	千葉・茨城県（下流）
魚介類の生息範囲	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の魚としてはアユである。他にはヤマメ・ウグイが代表的な魚として上げられる（群馬県水試）。 ・イワナ・ヤマメ・ウグイ・オイカワ・コイ・フナ類が代表的な魚（関東短期大学）。 ・管轄内（岩本渚水（上越線下り線）～上流）の範囲ではアユが主体（利根漁協）。 イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・ヤマメは上流域の坂東大橋付近～藤原湖上流、イワナは岩本ダム（綾戸ダム）より上流域、カジカは上武大橋から上流域に生息（群馬県水試）。 ・イワナ・ヤマメ・ニジマス等は沼田市・渋川市付近から上流に生息（関東短期大学）。 ・管轄内全域に生息（利根漁協）。 コイ・フナ類等の生息範囲 ・コイ・フナ類は管轄域全域に生息（群馬県水試・利根漁協）。 ・コイ・フナ等は上流にも放流個体が少量分布するが、概ね中・下流域に生息（関東短期大学）。 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ・フナ類・ウグイ・オイカワ等が代表種（埼玉県水産研究所）。 ・管轄内（上武大橋～五料橋）の範囲ではウグイが主体（児玉郡市漁協）。 ・管轄内（行田市・加須市境～上武大橋）の範囲ではサケが主体（埼玉中央漁協）。 イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・埼玉県部分についてはサクラマス・アユが遡上するが、イワナ・ヤマメ等については本流に生息しない（埼玉県水産研究所）。 ・イワナ・ヤマメは生息しているが、極僅か。サクラマスは毎年遡上してくる（児玉郡市漁協）。 ・管轄内にイワナ・ヤマメ類は生息していない（埼玉中央漁協）。 コイ・フナ類等の生息範囲 ・コイ・フナ類は管轄域全域に生息（児玉郡市漁協・埼玉中央漁協）。 ・コイ・フナ類等は埼玉県にかかる部分、全域に生息（埼玉県水産研究所）。 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハクレン、アユ（千葉県大利根分館）。 ・コイ、フナ類、ボラ、ブラックバス、オイカワ、ナマズ（印旛沼漁協）。 ・コイ、フナ類、ウナギ、ワカサギ（鬼怒利根漁協）。 イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・生息していない（千葉県大利根分館・鬼怒利根漁協・印旛沼漁協）。 コイ・フナ類等の生息範囲 ・コイ・フナ類は管轄域全域に生息（鬼怒利根漁協・印旛沼漁協）。 ・利根大堰（千葉県大利根分館）。 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ、フナ類、スズキ、アカエイ、ウナギ（中利根漁協）。 イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・生息していない（中利根漁協）。 コイ・フナ類等の生息範囲 ・コイ・フナ類は管轄域全域に生息（中利根漁協）。

	群馬県（上流）	埼玉県（中流）	千葉・茨城県（中流）	千葉・茨城県（下流）
産卵場・幼稚仔魚の生育場	<ul style="list-style-type: none"> ・アユは坂東大橋～福島橋の間、サケは坂東大橋～福島橋の間、刀水橋付近や烏川合流点で産卵が確認。イワナは支流で産卵（群馬県水試）。 ・サケ及びアユは群馬県伊勢崎市内及び坂東大橋～上武大橋間の砂礫地帯で産卵（関東短期大学） ・ウグイの人工産卵床を毎年（5-6月）設置（利根漁協）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主にコイ・フナ類は中下流域の抽水植物帯、ウグイ等は中流域の砂利場で産卵しており、具体的な場所は年々河川も変化するので把握は困難（埼玉県水産研究所） ・アユの産卵場所は坂東大橋下流の砂礫地帯（児玉都市漁協）。 ・栗橋周辺はハクレンの産卵場（埼玉中央漁協）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利根大堰（埼玉県）の下及び横利根川と利根川との合流点付近（千葉県大利根分館） ・コイやフナ類は堤防の脇、ワカサギは砂地の場所に産卵（鬼怒利根漁協）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コイやフナ類は堤防の脇、ワカサギは砂地の場所に産卵（中利根漁協）。
魚介類等資源の保全	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アユ、ヤマメ、イワナ、マス（ニジマス）、ウナギ（利根漁協） <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源保護法の保護水面は無いが、県漁業調整規則等にて禁止区域（水上町大字幸地地内東京電力株式会社堰堤等）が設定されている。 	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナマズ、アユ、ドジョウ、ウナギ（神流川・烏川合計）（児玉都市漁協） ・ニジマス、ナマズ、ヘラブナ（埼玉中央漁協） <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源保護法の保護水面は無いが、県漁業調整規則等にて禁止区域（利根大堰堰堤の上・下流域）が設定有。 	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソウギョ、フナ、ウナギ（印旛沼漁協） <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源保護法の保護水面は無いが、県漁業調整規則等にて採捕制限区域（利根河口堰管理橋の上・下流域）が設定されている。 	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ、ウナギ、シジミ（中利根漁協） <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下流から河口にかけてはなし。
河川環境	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床材料調査結果で現状を概ね捉えられている（群馬県水試・関東短期大学・利根漁協） <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坂東堰（遡上不能）、岩本ダム（綾戸ダム）の魚道の効果はわからない。利根大堰の魚道は改修により上りやすくなっており、毎年サケ・アユ等の遡上時期に遡上調査を実施しているが、完全とは言えない（群馬県水試） ・本流の綾戸ダム・利根大堰・利根河口堰は魚類の生息に影響与えている（関東短期大学）。 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床材料調査結果で現状を概ね捉えられている（埼玉県水産研究所・児玉都市漁協・埼玉中央漁協） <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利根大堰には魚道が整備され、魚道下流の河床は魚類を誘導する構造にして概ね遡上する魚類に対して配慮されているが、アユの遡上経路や小型魚等の移動まで細かなものまででは対応できていない（埼玉県水産研究所） ・藤原ダム・綾戸ダムは影響ある（利根漁協・埼玉中央漁協） 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和40～50年の洪水時には砂がよく堆積していたが、最近ではヘドロが堆積するようになった（千葉県大利根分館、鬼怒利根漁協） <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利根川大堰、利根川河口堰（千葉県大利根分館） 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利根川河口堰が出来てから泥がよく堆積するようになった（中利根漁協） <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利根川大堰、利根川河口堰、常陸水門は影響ある（中利根漁協）

（ ）は回答者所属機関名

2. 鬼怒川

	栃木県（上流）	栃木県・茨城県（中流）	茨城県（下流）
魚介類の生息範囲	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アユ（栃木県水試） ・アユ、シマドジョウ、ギギ、カマムツ、モロコ、クチボソ（栃木県鬼怒川漁協） <p>イワナ・ヤマメ類等の生息範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ねイワナは藤原町付近から上流部に生息するが、中心は栗山村管内である。ヤマメは上河内町付近を境に上流に生息（栃木県水試） ・コイ・フナ類等の生息範囲 ・概ね全域に生息するものの、主に中・下流域に生息（栃木県水試） ・主には佐貫橋から下流に生息（栃木県鬼怒川漁協） 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アユ（栃木県水試） ・オイカワ、ウグイ、アユ、コイ、フナ類（茨城県内水試） ・ウグイ、オイカワ、コイ、フナ類（鬼怒小貝漁協） <p>イワナ・ヤマメ類等の生息範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川島橋よりも上流で生息（鬼怒小貝漁協） ・ヤマメは鬼怒川全域にわたって生息（栃木県鬼怒川漁協） 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ、フナ類（茨城県内水試） ・コイ、フナ類、サケ、ウナギ（鬼怒小貝漁協） <p>イワナ・ヤマメ類等の生息範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県内では生息が少ない（茨城県内水試） ・川島橋よりも上流で生息（鬼怒小貝漁協） ・コイ・フナ類等の生息範囲 ・県内全域の鬼怒川に生息（茨城県内水試） ・川島橋から水海道市に若干かかる部分まで生息（鬼怒小貝漁協）
産卵場・幼稚仔魚の生育場		<ul style="list-style-type: none"> ・佐貫地区から茨城県県境全域でウグイ、オイカワの産卵場となっている（栃木県鬼怒川漁協） 	
魚介類等資源の保全	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドジョウ、ウナギ、ウグイ、アユ、ヤマメ及びイワナ（栃木県鬼怒川漁協） <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護水面はなし。禁漁区は、日光市高德地先道谷原発電所堰堤から上流川治ダム堰堤までの区域の全域においてアユの禁漁期間が設定されている。解禁は3～9月（藤原町漁協） 	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドジョウ、ウナギ、ウグイ、アユ、ヤマメ及びイワナ（栃木県鬼怒川漁協） <p>保護水面等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源保護法の保護水面は無いが、県漁業調整規則等にて禁止区域（岡本頭首工の下流域等）が設定されている（栃木県鬼怒川漁協） 	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アユ、コイ、フナ類、ウナギ（鬼怒小貝漁協） <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護水面は設定されている（栄橋～鬼怒川大橋、9月20日～11月20日まで水産動植物の採捕が禁止）（茨城県内水試）また、県漁業調整規則等にて禁止区域（鎌庭地先鎌庭せきの上・下流域）も設定されている（茨城県内水試、鬼怒小貝漁協）

	栃木県（上流）	栃木県・茨城県（中流）	茨城県（下流）
河川環境	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> 河床材料調査結果で現状を概ね捉えられている（栃木県水試）。 堰・ダム 栗山村に川俣ダム・川治ダム、藤原町に小網ダム・中岩ダム等がある。河川の分断、濁水による影響が大きい（栃木県水試）。 管轄区間内では堰が大きな障害であり、佐貫頭首工・岡本頭首工・勝瓜頭首工については魚道が機能していない（栃木県鬼怒川漁協）。 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> 佐貫橋から上流は岩や石の大きな物が多く、この下流では小さな石が多く分布するようになる（栃木県鬼怒川漁協）。 堰・ダム 富岡橋の下流に高低差が約6mの階段がある（栃木県鬼怒川漁協）。 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> 河床材料調査結果で現状を概ね捉えられている（茨城県内水試）。 岩盤がほとんどである（鬼怒小貝漁協）。 堰・ダム 大形橋下流の鬼怒川鎌庭堰に魚道が設置されているが機能していない可能性が高い（鬼怒小貝漁協）。

（ ）は回答者所属機関名

3. 渡良瀬川

	栃木県・群馬県（上流）	栃木県・群馬県（中流）	栃木県・群馬県・茨城県（下流）
魚介類の 生息範囲	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草木湖より上流ではイワナ・ヤマメ、草木湖～高津戸ではヤマメ・ウグイ（両毛漁協） イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・概ね足尾町管内の本流にはイワナ・ヤマメが生息（栃木県水試、関東短期大学） ・管轄域ではヤマメはほぼ全域に生息、イワナは草木湖の上流に生息している（両毛漁協） コイ・フナ類等の生息範囲 ・概ね県境下流の中・下流域に生息（栃木県水試） ・草木湖含む下流域に生息（両毛漁協） 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の魚としてはアユで、他にはヤマメ・ウグイが代表魚種（群馬県水試） ・アユ（栃木県水試） ・コイ・フナ類が代表的な魚（関東短期大学） イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・ヤマメは上流部から桐生市内まで生息、イワナについては本流には少なく支流部で生息（群馬県水試） ・草木ダムから高津戸ダム下流域（錦桜橋付近まで）生息確認されているが、概ね草木ダム・高津戸ダムの間から上流がイワナ・ヤマメの生息域（関東短期大学） ・足利・佐野市境から上流にヤマメ生息（渡良瀬漁協） コイ・フナ類等の生息範囲 ・高津戸ダム湖内やそれより上流の淵に放流ものが生息（群馬県水試） ・上流にも分布するが、概ね中・下流域に生息（関東短期大学） 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下流域（高津戸～館林）はヤマメ・アユ・ウグイ・コイ・フナ類・ウナギが代表的・特徴的な魚（両毛漁協） ・管轄内（足利市・佐野市行政区域内）ではアユ・コイ・フナ類・ヤマメ・ウグイ（ハヤ）・カジカが代表的及び特徴的な魚種（渡良瀬漁協） ・コイ・フナ類が代表的な魚（関東短期大学） イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・下流に コイ・フナ類等の生息範囲 ・足利・佐野市境から下流に生息（渡良瀬漁協） ・自然分布では桐生市内から下流部まで生息（群馬県水試） ・上流にも分布するが、概ね中・下流域に生息（関東短期大学）
産卵場・ 幼稚仔魚 の生育場	<ul style="list-style-type: none"> ・自然産卵場所は調査していないので把握していない（栃木県水試・両毛漁協） ・桐生市内でもヤマメは産卵（群馬県水試） 	<ul style="list-style-type: none"> ・アユは支流・思川、サケは旗川～桐生市あたりで産卵（関東短期大学） ・サケは緑橋上・下流、アユ・ウグイは福猿橋上・下流で産卵している（渡良瀬漁協） ・人工産卵床については相川橋・市民広場前・錦桜橋下流・昭和橋下流で毎年4月～5月にウグイ産卵床を造成している（両毛漁協） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コイ・フナ類はヨシ帯で産卵している（渡良瀬漁協）

	栃木県・群馬県（上流）	栃木県・群馬県（中流）	栃木県・群馬県・茨城県（下流）
魚介類等資源の保全	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イワナ・ヤマメ・ニジマス・ウグイ・ウナギ・フナ類（両毛漁協） <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源保護法の保護水面は無いが、県漁業調整規則、各漁協の遊魚規則等にて禁止区域（邑楽頭首工堰堤の上・下流、太田頭首工の上・下流域など）が設定されている（栃木県水試・両毛漁協） 	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サケ・アユ・ヤマメ・ニジマス・コイ（渡良瀬漁協） <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源保護法の保護水面は無いが、県漁業調整規則等にて禁止区域（太田頭首工の上・下流域、邑楽頭首工堰堤の上・下流等）が設定されている（群馬県水試・関東短期大学・渡良瀬漁協） 	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サケ・アユ・ヤマメ・ニジマス・コイ（渡良瀬漁協） <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源保護法の保護水面は無いが、県漁業調整規則等にて禁止区域（太田頭首工の上・下流域、邑楽頭首工堰堤の上・下流等）が設定されている（群馬県水試・関東短期大学・渡良瀬漁協）
河川環境	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床材料調査結果で現状を概ね捉えられている（栃木県水試・両毛漁協） <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草木ダム・高津戸ダムに魚道は無い。大田頭首工には魚道があり、サケも遡上できるが、遡上した場所に農業用水取水口があるため、遡上した魚も一緒に用水路へ流れてしまう（両毛漁協） 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床材料調査結果で現状を概ね捉えられている（群馬県水試・関東短期大学・渡良瀬漁協） <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草木ダム・高津戸ダム・太田頭首工・邑楽頭首工等あり、頭首工には魚道設置されているが、ダムには魚道無い（群馬県水試・関東短期大学） 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床材料調査結果で現状を概ね捉えられている（渡良瀬漁協） <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大間々町堰（大間々堰水沼）・邑楽首工にはいずれも魚道があり、効果はあると思われる。ただし、邑楽首工の魚道と農業用水取水口が近いため魚が取水されてしまう点は改善必要（渡良瀬漁協）

（ ）は回答者所属機関名

4. 神流川

	群馬県（上流～中流）	群馬県、埼玉県（中流）	埼玉県（下流（利根川合流））
魚介類の生息範囲	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上流域ではヤマメ・ウグイが代表魚種（群馬県水試）。 ・上流域ではイワナ・ヤマメ・ウグイが代表的な魚（関東短期大学）。 ・管轄区域（神流町・鬼石町境～渡戸橋）のうち、下久保ダムではヘラブナ・サクラマス・ワカサギ（神流川漁協） イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・ヤマメは神流湖から上流で上野村まで。イワナについては上野村内が主である（群馬県水試） コイ・フナ類等の生息範囲 ・コイ・フナ類（主にゲンゴロウブナ）は神流湖、その調整ダムの神水湖に生息。フナは最下流の烏川合流付近まで生息（群馬県水試）。 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の魚としてはアユである。（群馬県水試） ・中下流域ではコイ・フナ類が代表的な魚（関東短期大学）。 ・管轄区域内（神流町内）ではアユ・ヤマメ・イワナが代表種（南甘漁協） ・下久保ダム下流ではウグイ・コイが代表種（神流川漁協） イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・アユは下久保ダム下流から渡戸橋までの本流に生息（神流川漁協） ・概ね下久保ダムから上流がイワナ・ヤマメの生息域（関東短期大学）。 ・管轄区域内の本流全域に生息（南甘漁協） コイ・フナ類等の生息範囲 ・下久保ダム下流から渡戸橋までの本流に生息（神流川漁協） ・ウグイ・オイカワ・カジカ・ヨシノボリは管轄区全域に生息。コイ・フナ類は下流の下久保ダム（管轄外）に多く生息する（南甘漁協）。 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管轄内（渡戸橋～烏川合流点）の範囲では寄島上流はウグイ、寄島下流はオイカワが主体（児玉郡市漁協） イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・イワナ・ヤマメは生息しているが、極僅かである（児玉郡市漁協） コイ・フナ類等の生息範囲 ・全域に生息（児玉郡市漁協） ・概ね中・下流域に生息（関東短期大学）。
産卵場・幼稚仔魚の生育場	<ul style="list-style-type: none"> ・神流湖のバックウォーター付近のお蝶が穴（神流湖内の大きな岩）がアユの産卵場になっている（群馬県水試） 	<ul style="list-style-type: none"> ・下久保ダム下流でアユ等が産卵している（関東短期大学）。 ・毎年ウグイ・オイカワの人工産卵床を造成している。場所は管轄区域内で特定はしていない（神流川漁協）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に把握していない（児玉郡市漁協）。

	群馬県（上流～中流）	群馬県、埼玉県（中流）	埼玉県（下流（利根川合流））
魚介類等 資源の保 全	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アユ、ヤマメ、イワナ、ウナギ（南甘漁協）。 ・ワカサギ、ヘラブナ、ニジマス（神流川漁協）。 <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源保護法の保護水面は無い（群馬県水試・南甘漁協・神流川漁協）。 	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アユ、ヤマメ、イワナ、ウナギ（南甘漁協）。 ・ワカサギ、ヘラブナ、ニジマス（神流川漁協）。 <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源保護法の保護水面は無い（群馬県水試・南甘漁協・神流川漁協）。 	<p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源保護法の保護水面は無い（児玉都市漁協）。
河川環境	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床材料調査結果で現状を概ね捉えられている（群馬県水試・関東短期大学）。 <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏木堰堤に魚道はあるが、管理が不十分（群馬県水試）。その他に上野ダムが上流部にある。 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床材料調査結果で現状を概ね捉えられている（南甘漁協・神流川漁協）。 <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下久保ダム（神流湖）には魚道が無く、魚類の移動に影響を与えている（群馬県水試・関東短期大学・神流川漁協・児玉都市漁協）。 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床材料調査結果で現状を概ね捉えられている（児玉都市漁協）。 <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管轄エリアにはない（児玉都市漁協）。

（ ）は回答者所属機関名

5. 江戸川・旧江戸川

	埼玉県（上流）	東京都・千葉県（中流）	東京都・千葉県（下流）
魚介類の生息範囲	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アユ、コイ、フナ類が代表魚種（埼玉県水産研究所） ・イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・生息していない（埼玉県水産研究所） ・コイ・フナ類等の生息範囲 ・全域に生息する（埼玉県水産研究所） 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主にはコイ・フナ類である（東京都環境局） ・コイ・フナ類・ウナギ・レンギョ・エビ類・カニ類（松戸市漁協） ・イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・生息していない（東京都環境局・松戸市漁協） ・コイ・フナ類等の生息範囲 ・全域に生息する（東京都環境局・松戸市漁協） 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ・フナ類・ウナギ・シジミ等（東京都東部漁協） ・アユ、マハゼ、チチブ等のハゼ科、ハクレン、スズキ、ボラ、ウナギなど（江戸川エコセンター） ・イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・生息していない（江戸川エコセンター・東京都東部漁協） ・コイ・フナ類等の生息範囲 ・全域に生息する（江戸川エコセンター・東京都東部漁協）
産卵場・幼稚仔魚の生育場	<ul style="list-style-type: none"> ・フナ等は本流には産卵せず、農業用水路を利用して池等で産卵するため、用水路等の水量確保が必要とされている。冬期（非灌漑期）にも用水路に通水して、魚類が生息していけるか県農村整備課で調査している（埼玉県水産研究所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本流では産卵できる場所はあまりない。支流・坂川でコイ・フナは産卵していると思う（松戸市漁協） 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧江戸川河口部（江戸川区南葛西5丁目地先・なぎさニュータウン近くの岸边）に設置された自然石による構造物（4箇所）が産卵場・幼稚仔魚の生育場である（江戸川エコセンター） ・樋管（工業・農業用水の引き込み口）に河川水を導く水路が産卵場・幼稚仔魚の生育場である（江戸川エコセンター） ・ハゼは旧江戸川の堰堤で浅くなっているワンドのような場所（東京都東部漁協）
魚介类等資源の保全	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ・フナ類・ウナギ・ソウギョ・レンギョ（松戸市漁協） <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都の漁業調整規則に基づく禁漁区はなし（東京都産業労働局農林水産部水産課） 	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ・フナ類・ウナギ・ソウギョ・レンギョ（松戸市漁協） <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源保護法の保護水面は無い（松戸市漁協） 	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ、フナ類、ウナギ（東京都東部漁協） <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源保護法の保護水面は無い（東京都東部漁協）

	埼玉県（上流）	埼玉県（上流）	埼玉県（上流）
河川環境	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> 河床材料調査結果等で現状を概ね捉えられている（埼玉県水産研究所） <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> 上流部には大きな障壁なし（埼玉県水産研究所） 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> 河床材料調査結果等で現状を概ね捉えられている（東京都環境局） 全域にわたって泥が多く、特に下流へ行くほど泥が堆積している（江戸川エコセンター・東京都東部漁協） <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> 行徳可動堰（江戸川）・江戸川水門（篠崎水門：旧江戸川）があり、行徳可動堰は常時閉門している（東京都環境局・松戸市漁協） 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> 河床材料調査結果等で現状を概ね捉えられている（松戸市漁協） <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> 江戸川水門（篠崎水門）で殆どの稚魚は止められてしまい、それ以上上昇することは難しい（東京都東部漁協）

（ ）は回答者所属機関名

6. 中川

	埼玉県（上流）	埼玉県（中流）	埼玉県・東京都（下流）
魚介類の生息範囲	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ、フナ類が代表魚種（埼玉県水産研究所）。 ・コイ・フナ類・ハゼ・クチボソ・タナゴ・ドジョウ・ナマズ等が代表種（埼玉東部漁協）。 <p>イワナ・ヤマメ類等の生息範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イワナ・ヤマメ類は生息していない（埼玉県水産研究所・埼玉東部漁協）。 <p>コイ・フナ類等の生息範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ・フナ類は全域に生息する（埼玉県水産研究所・埼玉東部漁協）。 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ、フナ類が代表魚種（埼玉県水産研究所）。 ・コイ・フナ類・ハゼ・クチボソ・タナゴ・ドジョウ・ナマズ等が代表種（埼玉東部漁協）。 <p>イワナ・ヤマメ類等の生息範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イワナ・ヤマメ類は生息していない（埼玉県水産研究所・埼玉東部漁協）。 <p>コイ・フナ類等の生息範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ・フナ類は全域に生息する（埼玉県水産研究所・埼玉東部漁協）。 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主にはコイ・フナ類である（埼玉県水産研究所・東京都環境局）。 ・アユ、ウナギ（東京都東部漁協）、イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・イワナ・ヤマメ類は生息していない（埼玉県水産研究所・東京都環境局・東京都東部漁協）。 <p>コイ・フナ類等の生息範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ・フナ類は全域に生息する（埼玉県水産研究所・東京都環境局・東京都東部漁協）。
産卵場・幼稚仔魚の生育場	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な場所は年々河川も変化するので把握困難であるが、主にコイ・フナ類は中下流域の抽水植物帯で産卵する（埼玉県水産研究所・埼玉東部漁協）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な場所は年々河川も変化するので把握困難であるが、主にコイ・フナ類は中下流域の抽水植物帯で産卵する（埼玉県水産研究所・埼玉東部漁協）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本流には基本的には産卵場はないと考えられる。しかし、本流と支流の分岐点などの支流部に入った部分が産卵場として活用されており、支流との合流点は重要である（東京都東部漁協）。
魚介类等資源の保全	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ、ナマズ（埼玉北部漁協）。 <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源保護法の保護水面は無い（埼玉県水産研究所・埼玉東部漁協）。 	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ、フナ類、ウナギ、ナマズ、二枚貝（イシガイ科）（埼玉東部漁協）。 <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護水面はないが、東京都内水面漁業調整規則によって大場川と中川の合流点付近は禁止区域となっている（東京都環境局）。 	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フナ、ウナギ（東京都東部漁協）。 <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし（東京都環境局）
河川環境	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床材料調査結果等で現状を概ね捉えられている（埼玉県水産研究所・埼玉東部漁協）。 <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堰は無い（埼玉県水産研究所）。 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床材料調査結果等で把握できている（埼玉県水産研究所・埼玉東部漁協）。 <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堰は無い（埼玉県水産研究所）。 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂及び泥。最近では砂が多くなってきている。（東京都東部漁協）。 <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堰は無い（東京都東部漁協）。

()は回答者所属機関名

7. 綾瀬川

	埼玉県（上流）	埼玉県（中流）	埼玉県・東京都（下流）
魚介類の生息範囲	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ、フナ類が代表魚種（埼玉県水産研究所） ・管轄区域内（大橋堰～原市沼川合流点）においてはタイリクバラタナゴが代表種（埼玉南部漁協） イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・イワナ・ヤマメ類は生息していない（埼玉県水産研究所） コイ・フナ類等の生息範囲 ・コイ・フナ類は全域に生息する（埼玉県水産研究所） 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ・フナ類・ハゼ・クチボソ・タナゴ・ドジョウ・ナマズ等が代表種（埼玉東部漁協） イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・イワナ・ヤマメ類は生息していない（埼玉東部漁協） コイ・フナ類等の生息範囲 ・コイ・フナ類は全域に生息する（埼玉東部漁協） 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管轄区域内（大橋堰～原市沼川合流点）においてはタイリクバラタナゴが代表種（埼玉南部漁協） ・主にはコイ・フナ類である（東京都環境局） イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・イワナ・ヤマメ類は生息していない（埼玉南部漁協・東京都環境局） コイ・フナ類等の生息範囲 ・コイ・フナ類は全域に生息するまた、調整池にも多い（埼玉南部漁協） ・コイ・フナ類は全域に生息する（東京都環境局）
産卵場・幼稚仔魚の生育場	<ul style="list-style-type: none"> ・コイ・フナ類は水草等が広がる場所で自然産卵していると思われる（埼玉県水産研究所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・綾瀬川佐藤橋下流の中洲に人工産卵床を作っており、その中洲にはヨシノボリ・クチボソ等多くの魚が生息している（埼玉東部漁協） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コイ・フナ類は水草等が広がる場所で自然産卵していると思われる（埼玉南部漁協）
魚介类等資源の保全	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ、ナマズ（埼玉北部漁協・埼玉県水産研究所） 保護水面等区域 ・水産資源保護法の保護水面は無い（埼玉県水産研究所） 	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ、フナ類、ウナギ、ナマズ、二枚貝（イシガイ科）（埼玉東部漁協） 保護水面等区域 ・水産資源保護法の保護水面は無い（埼玉東部漁協） 	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然繁殖しているので放流していない（埼玉南部漁協） 保護水面等区域 ・水産資源保護法の保護水面は無い（埼玉南部漁協）
河川環境	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床材料調査結果等で現状を概ね捉えられている（埼玉県水産研究所） 堰・ダム ・堰・ダムは無い（埼玉県水産研究所） 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床材料調査結果等で現状を概ね捉えられている（埼玉東部漁協） 堰・ダム ・堰・ダムは無い（埼玉東部漁協） 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床材料調査結果等で現状を概ね捉えられている（埼玉南部漁協、東京都環境局） 堰・ダム ・堰・ダムは無い（埼玉南部漁協）

（ ）は回答者所属機関名

8 . 荒川

	埼玉県（上流）	埼玉県・東京都（中流）	埼玉県・東京都（中・下流）
魚介類の 生息範囲	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秩父市内より上流域（主に岩・礫等の河床域）はヤマメ・イワナ・カジカ・シマドジョウ（埼玉県水産研究所） ・管轄内ではイワナ・ヤマメ（サクラマス）・アユ・カジカ・ウグイ・オイカワ・カマツカ・シマドジョウ・ニゴイ・コイ・ウナギ・アブラハヤ・ヨシノボリ・ナマズ・ギギ（ギンタ）が代表種（秩父漁協） <p>イワナ・ヤマメ類等の生息範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秩父市内より上流域に生息（埼玉県水産研究所） ・イワナは秩父市より上流域、ヤマメ・アユは玉淀ダムより上流域、カジカは長瀬町より上流域の本流に生息（秩父漁協） <p>コイ・フナ類等の生息範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秩父市内から上流域では生息していない（埼玉県水産研究所） ・コイは玉淀ダムから浦山川合流点まで、ニゴイは玉淀ダムから旧大滝村強石周辺まで、ウグイ・オイカワ・アブラハヤは玉淀ダムより上流域、ヨシノボリは長瀬町より上流域、カマツカ・シマドジョウは秩父市より上流域、ウナギ・ナマズ・ギギは玉淀ダムより三峰周辺までの本流に生息（秩父漁協） 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秩父市内から久下橋下流域（主に砂・礫等の河床域）まではウグイ・オイカワ、久下橋下流域から都県境（主に泥の河床域）まではコイ・フナ類が代表種（埼玉県水産研究所） ・管轄内（玉淀ダム上流～大芦橋下流まで）の範囲ではウグイ・アユが主体（埼玉中央漁協） ・イワナ・ヤマメ類等の生息範囲 ・秩父市内より下流域には生息していない（埼玉県水産研究所） ・コイ・フナ類等の生息範囲 ・コイ・フナ類・ウグイ・オイカワ等の生息域全体は秩父市内から都県境まで（埼玉県水産研究所） ・管轄内全域に生息（埼玉中央漁協） 	<p>代表的及び特徴的な魚介類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管轄内（都県境～太郎門右衛門橋）においてはコイ・フナ類・ナマズ・ウナギ・アユが代表種（埼玉南部漁協） ・主にはコイ・フナ類である（東京都環境局） <p>イワナ・ヤマメ類等の生息範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サクラマス・アユは遡上するが、イワナ・ヤマメは生息していない（埼玉南部漁協） ・生息していない（東京都環境局） <p>コイ・フナ類等の生息範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管轄内全域に生息（東京都環境局） ・管轄内全域に生息（埼玉南部漁協）

	埼玉県（上流）	埼玉県・東京都（中流）	埼玉県・東京都（中・下流）
産卵場・幼稚仔魚の生育場	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄域内の本流に10箇所程度ウグイの人工産卵床を造成し、一部はそのまま産卵場所として期間中保全し、一部では卵を採取・人工孵化させて稚魚放流しているが、具体的な自然産卵場所は把握していない（秩父漁協） ・具体的な場所は年々河川も変化するので把握困難であるが、イワナ・ヤマメ等は上流域の砂利場で産卵している（埼玉県水産研究所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・玉淀ダムから正喜橋まではウグイ・アユの産卵場として保護水面指定されている（埼玉中央漁協） ・具体的な場所は年々河川も変化するので把握困難であるが、コイ・フナ類は中下流域の抽水植物帯、アユ・ウグイ等は中流域の砂利場で産卵している（埼玉県水産研究所） 	
魚介類等資源の保全	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤマメ・アユ・ウナギ・カジカ・ナマズ・ワカサギ（秩父漁協） <p>保護水面等区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄居町内の正喜橋から玉淀ダムまでの間は水産資源保護法の基づくウグイ・アユの保護水面に指定されている。他に県漁業調整規則に基づく禁止区域（大滝発電所取水堰堤の上・下流域等）が設定されている（埼玉県水産研究所・埼玉中央漁協） 	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤマメ、ニジマス、ナマズ、アユ、ヘラブナ（埼玉中央漁協） 	<p>放流魚種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウナギ、ナマズ、アユ、ドジョウ、ヘラブナ（埼玉南部漁協）
河川環境	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床材料調査結果等で現状を概ね捉えられている（埼玉県水産研究所・秩父漁協） ・管轄区域内は岩盤・石・礫・砂で構成されており、特に秩父市内は岩盤・礫・砂だけとなり、魚類にとっては良くない状態である（秩父漁協） <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二瀬ダムや玉淀ダムがある。二瀬ダム・玉淀ダムには魚道が無いため、移動する魚類に影響を与えている（埼玉県水産研究所） 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床材料調査結果等で現状を概ね捉えられている（埼玉県水産研究所・埼玉中央漁協） <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六堰があるものの、魚道あり遡上効果ある（埼玉中央漁協） ・六堰と明戸堰（サイフォン）がある。明戸堰には魚道が無いため、移動する魚類に影響を与えている（埼玉県水産研究所） 	<p>河床材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河床材料調査結果等で現状を概ね捉えられている（東京都環境局・埼玉南部漁協） <p>堰・ダム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋ヶ瀬取水堰（埼玉県水産研究所・東京都環境局） ・秋ヶ瀬取水堰に魚道が設置されているが、魚が寄り付く河川の主流は右岸（取水口）側であり、一方魚道は左岸にあるため、遡上しにくい（埼玉南部漁協）

（ ）は回答者所属機関名